**共同事業体協定書**

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の各号の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　旧花と緑のまち推進センター活用事業

（２）　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同事業体は、○○共同事業体（以下「当事業体」と言う。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を神戸市○○区○○町○丁目○番○号に置く。

（成立、解散の時期及び存続期間）

第４条　当事業体は、令和○年○月○日に成立し、旧花と緑のまち推進センター活用事業の契約期間終了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当事業体の構成員企業は、次のとおりとする。

神戸市○○区○○町○丁目○番○号 ○○株式会社

神戸市○○区○○町○丁目○番○号 ○○株式会社

神戸市○○区○○町○丁目○番○号 ○○株式会社

（代表者の選任及び権限）

第６条　当事業体の代表者は、○○株式会社とする。

２　当事業体の代表者は、旧花と緑のまち推進センター活用事業に関し、当事業体を代表して、神戸市及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　当事業体は構成員全員を持って、少なくとも１年に１回以上の頻度で、運営委員会を開き、事業の執行に当たるものとする。

２　運営委員会の議事は、多数決により決する。

（構成員の職務分担及び責任）

第９条　構成員は、第１条の事業の履行に関し、別記の職務分担表に基づき職務を分担するとともに、当事業体に連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　当事業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第11条　当事業体は、事業年度毎に決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第12条　決算の結果、利益を生じた場合には、あらかじめ構成員間で定めた割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第13条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、あらかじめ構成員間で定めた割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業中における構成員の脱退等に対する措置）

第15条　構成員は、神戸市及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が事業を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当事業体に共同連帯して事業を執行する。

３　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条　構成員のいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行、その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び神戸市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項及び第３項を準用するものとする。

（事業中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第15条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当事業体が解散した後においても、当該事業にかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

（協定書に定めない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

住　所

名　称

代表者

住　所

名　称

代表者

住　所

名　称

代表者